

(電子メール施行)
事務連絡
令和2年1月30日

関係団体の長 各位

兵庫県国際経済課長

新型コロナウイルス感染症の対応について

日頃は、本県の感染症対策行政に御協力いただき深謝申し上げます。

さて、今般、中華人民共和国において、昨年12月以降発生した新型コロナウイルスに関連する肺炎の発生が複数報告されており、厚生労働省から情報提供が行われています。

令和2年1月29日現在、中華人民共和国内で5,974人の患者、死者が132名発生し、日本国内でも7名の患者が認められたところです。

また、海外における当該肺炎の発生の状況に鑑み、28日、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」、「検疫法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、2月7日から施行されます。

このような現状を踏まえ、関係団体の会員の皆様に通常の感染症対策を講じていただくよう周知して頂くとともに下記のとおり対応をお願いします。

記

1 中国旅行者への各関係団体の対応

(1) 中華人民共和国の流行地域から帰国、入国し、発熱や呼吸器症状がある場合には、お近くの健康福祉事務所（保健所）（政令指定都市・中核市は各保健所）へ連絡し、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、医療機関を受診するようにしてください。

その際、武漢市に滞在していたことを申告するようにしてください。

(2) 患者又は疑い患者と接した場合の職員の対応

患者又は疑い患者と接したときは、マスクの着用、定期的な手洗い、症状が見られた際の医療機関での受診等適切な対応をお願いします。

2 兵庫県の対応

県では、現在厚生労働省及びWHOの情報を収集し、下記メッセージを提供しています。詳しくは【参考】をご確認ください。

【参考】「新型コロナウイルスについて」県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/singatakorona.html>

令和2年1月31日

事業者のみなさまへ

神戸市経済観光局長
山本 泰生

感染対策（新型コロナウイルス対応）について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の経済観光行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

中国で発生した新型コロナウイルスについて、国内での感染が相次いで確認されておりますが、その対策としてはマスク着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策を徹底することが重要であります。

つきましては、各事業者におかれまして、下記の点について周知いただきますとともに、適切に対応して頂きますようお願いいたします。

記

1. 従業員の感染防止について

従業員に対しては、手洗い・うがい、マスク着用など、通常の感染対策を推奨ください。また室内における適度な加湿、定期的な換気に努めていただきますようお願いいたします。

2. お客様対応について

新型コロナウイルスに関する情報提供や、手指消毒用アルコール設置等の対策を必要に応じて実施いただきますようお願いいたします。

3. 感染が疑われる場合について

従業員の方で疑わしい症状が現れた場合には、マスクを着用し、あらかじめ医療機関に連絡の上、速やかに受診していただきますよう、ご協力をお願いします。またお客様においても、疑わしい症状が現れた場合には、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧奨願います。

4. 最新の正確な情報入手について

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、最新の正確な情報を入手するよう心掛けてください。

【情報提供】

●神戸市ホームページ

中国で発生した新型コロナウイルスに関連した肺炎について

※新型コロナウイルスに関する相談先を掲載しております。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/coronavirus.html>

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

5. 経営に関する相談について

新型コロナウイルスの流行によって経営に関するお困りごとが生じた場合は以下の相談窓口をご利用ください。

【場所】

●神戸市産業振興センター1階 「ひょうご・神戸経営相談センター」

所在地：神戸市中央区東川崎町1-8-4 電話：078-977-9079

【相談受付時間】

●平日 午前9時から午後5時

なお、兵庫県産業労働部地域金融室（兵庫県庁1号館8階 078-362-3321）において資金繰りに関する相談窓口も設置されていますので、そちらもご利用ください。

【担当】

経済観光局経済政策課 竹下

TEL：078-984-0323

令和2年1月31日

神戸港ユーザー各位

神戸市港湾局

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している状況や、国内においてヒトからヒトへの感染が認められた状況に鑑み、今後の更なる感染拡大の防止に向けて、水際対策を一層徹底するよう別添のとおり国土交通省から協力要請がありました。

1月30日現在、奈良県、京都府、三重県など国内で12例目の患者が報告されていますが、過度に心配することなく、旅客船ターミナルや国際埠頭内で働かれる方などに対し、マスクの着用・うがい・手洗いの励行等を行い、感染予防対策に努めるよう周知をお願いします。

当局としても引き続き、検疫所を含めた関係機関との連絡体制を確保の上、水際対策に取り組んで参ります。

また、神戸市においても新型コロナウイルス感染症に関する市民からの健康相談に対して、現在、各区の保健センターで対応しており、加えて2月1日から、土日・祝日専用の電話相談窓口（臨時）を設置しますので、お知らせいたします。

専用電話番号：078-322-6250

受付時間：9:00～17:30（土日・祝日のみ）

国・県の相談窓口：

・厚生労働省 電話相談窓口（9:00～21:00）

03-3595-2285（土日・祝日も実施）

・兵庫県（疾病対策課）相談窓口

（平日9:00～17:30）078-341-7711（内線3296）

（休日及び夜間17:30～翌9:00）090-3265-8583

さらに、本件に関する一連の情報は、以下のホームページ（内閣官房）に掲載されておりますので、今後の更新情報含め、適宜ご確認ください。

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

【担当】神戸市港湾局工務・防災部

海岸防災課

松浦、竹本

（電話）078-595-6324